



群馬労働局の取組 トピックス

(労働保険料は口座振替が便利です! キャリアアップ助成金
が使いやすくなりました!)



発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

①労働保険料は口座振替が便利です!

【事業主の皆さまへ】

○令和5年度 労働保険料・一般拠出金の口座振替の申込は

全期・第1期分 令和5年 2月27日(月)までに!

第2期分 令和5年 8月14日(月)までに!

第3期分 令和5年10月11日(水)までに!

口座振替のメリット

- 1 金融機関に出向かず納付ができます
- 2 納付漏れの心配がありません
- 3 ゆとりある納付期日で安心
- 4 手数料はかかりません

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください!

※口座振替の詳細についてはこちらからご覧いただけます。
(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



○労働保険のお手続きには「電子申請」が便利です!

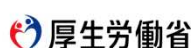
労働保険に関する申請や届出について、書面の手続きではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由してカンタン・便利に手続きができます!

労働保険の電子申請に関する特設サイトはコチラから↓

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei/tokusetusaito.html



お問い合わせ先
群馬労働局総務部労働保険徴収室
電話 027-896-4734



群馬労働局 雇用環境・均等室

②キャリアアップ助成金が使いやすくなりました！

「キャリアアップ助成金」は非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。ぜひご活用ください。

【令和4年12月2日からの主な改正点】

(1) 正社員化コース

- ①人材開発支援助成金の対象となる特定の訓練のうち、「人への投資促進コース」における「定額制訓練」、「自発的職業能力開発訓練」の終了後に正社員へ転換した場合の加算額を拡充。
- ②人材開発支援助成金の対象となる特定の訓練のうち、新たにコース化された「事業展開等リスティング支援コース」の訓練終了後に正社員へ転換した場合を加算対象に追加する。なお、訓練終了後とは、訓練期間中の正社員転換ではなく、対象者に対して予定されている訓練の全日程終了後に転換した場合に加算対象となる（継続要件）。

(2) 賃金規定等改定コース

- ①支給要件である賃金規定等の増額改定率を2%以上から3%以上へ引き上げ。
- ②助成額を下記リーフレットのとおりに拡充。

事業主のみならずへ

「キャリアアップ助成金」が使いやすくなりました！

各コースで助成金の金額が拡充されるなど、12月以降変更があります

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

1. 正社員化コース

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成

人材開発支援助成金の特定の訓練を修了した後に正社員化すると、助成金額が加算されます。令和4年12月2日以降に正社員化した場合は、以下の拡充の対象となります。

①助成金の金額（1人あたり）の拡充

人材開発支援助成金「人への投資促進コース」のうち一部訓練（自発的職業能力開発訓練、定額制訓練）の加算額を9万5,000円から11万円に引き上げます。

	基本助成額	訓練加算額 (自発的・定額制訓練の場合)	合計 (自発的・定額制訓練の場合)
中小企業	57万円	9万5,000円 (11万円)	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円		52万2,500円 (53万7,500円)

※有期→正規の場合の助成額。無期→正規の場合は、上記の半額。

②加算の対象となる訓練の拡充

人材開発支援助成金のうち、以下の訓練コースが加算の対象となります。

- 事業展開等リスティング支援コース **新設**
- 特別育成訓練コース
- 人への投資促進コース
- 特定訓練コース

※令和4年12月2日以降、人材開発支援助成金も改正しています。
詳しくはこちら：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL041202 No.11

2. 賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成

助成金の金額（1人あたり）の拡充

支給要件を見直す（2%以上→3%以上）とともに、5%以上の賃金引き上げを行う場合の助成額を大幅に拡充します。見直しに伴い、「生産性要件」を満たした場合の助成額の増額は廃止します。

改正前	改正後	
賃金引上率	賃金引上率	
対象人数	3%以上 5%未満	5%以上
中小企業 1～5人		
	32,000円	46,250円
6人以上	28,500円	42,750円
大企業 1～5人		21,000円
6人以上		19,000円
中小企業	50,000円	65,000円
大企業	33,000円	43,000円

例：中小企業の非正規雇用労働者のうち、パートタイマー12人[※]の基本給を5%以上賃上げした場合
※一部の方の賃上げの場合、雇用形態別や職種別等の合理的な区分が必要となります。
 ※また、賃金規定等を増額改定した日以降の6か月間、当該対象適用事業所において雇用保険被保険者である必要があります。

① 賃上げ
② 支給申請
③ 78万円支給 (65,000円×12人)

改正前の62.7万円 (52,250円×12人) より15.3万円増額

申請上限の緩和

1事業所あたり1年度1回の申請制限を撤廃します。1年度1事業所あたり100人までは複数回の申請ができます。

留意事項

- 改正後の制度は令和4年9月1日以降の賃金規定等の増額改定に適用します。
- 令和4年9月1日から令和5年3月31日までの間に賃金規定等を増額改定した場合は、改正前の制度による申請も可能です。（その場合、申請様式は改正前の様式を使用してください。ただし、改正前の制度による申請は1年度1回限りです。）

改正後制度 9/1～
改正前制度 ～3/31

「2%以上3%未満」の賃上げ、「生産性要件」の増額も対象

事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。なお、「賃金規定等改定コース」については、令和4年9月1日から令和4年12月2日の間に賃金規定等の3%以上の増額改定を行った場合に限り、キャリアアップ計画の提出を支給申請日まで受け付けます。
 詳細は厚生労働省ウェブサイト等もご確認ください。
 キャリアアップ助成金（厚生労働省ウェブサイト）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/ligyounushi/career.html

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL041202 No.11

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

